

東日本大震災 復興加速化のための第8次提言
～新たな復興の道筋について～

令和元年8月5日

自由民主党

公明党

はじめに

I. 原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策
- 2 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉
- 3 帰還等の促進に向けた環境整備
 - (1) 避難指示解除地域の帰還促進・広域連携の推進
 - (2) 帰還困難区域の対応・避難指示解除
 - (3) 被災者の生活再建支援
- 4 産業の自立的な発展と経済再生に向けた基盤づくり
 - (1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展
 - (2) 事業者・農林漁業者の再建の加速化
- 5 風評払拭・リスクコミュニケーション
- 6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

- 1 被災者支援
- 2 被災地発展の基盤となるインフラ整備・復興まちづくりの加速化
- 3 産業・なりわいの再生

III. 共通課題

- 1 被災自治体における人材確保、行政サービスの向上
- 2 復興した姿の情報発信、震災の記憶・教訓の継承
 - (1) 復興五輪を契機とした情報発信、復興の加速化
 - (2) 震災の記憶と教訓の後世への継承
- 3 復興・創生期間後の復興を支える仕組み
 - (1) 財源・制度のあり方
 - (2) 復興庁の後継組織

IV. 新しい防災体制のあり方

むすび

はじめに

東日本大震災から8年半が経過し、10年間の復興期間も残り1年半となった。この間、われわれ自由民主党と公明党は、現場主義と果敢な政治主導の視点に立ち、7次におたる復興加速化のための政策提言を行うなど、被災地の復興に邁進してきた。政府においては、累次の提言に基づき、被災自治体や民間など様々な関係者との協働の下、被災者の生活支援や被災地の復興事業に総力を挙げて取り組んできた。

具体的には、地震・津波被災地域では、道路、鉄道、港湾などのインフラ整備は完成の目途が立ちつつあり、今年の春には災害公営住宅や高台移転の事業が概ね完了した。また、産業・なりわいの再生の面でも、商品の高付加価値化・ブランド化によって収益力の向上を実現する取組みや、人材確保や販路回復といった課題克服に積極的に取り組む好事例も生まれてきている。このように、徐々にではあるがまちのにぎわいも取り戻しつつあり、まさに復興の「総仕上げ」の段階を迎えつつある。

一方、原子力事故災害被災地域においては、本年4月には、東京電力福島第一原子力発電所立地町として初めて、大熊町の一部地域で避難指示が解除された。既に避難指示が解除された地域においては帰還環境の整備が進んでいるほか、帰還困難区域についても、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、除染やインフラ整備が進むなど、ようやく本格的な復興・再生に向けた動きが緒に就いたところである。また、浜通り地域では、南相馬市・浪江町の福島ロボットテストフィールドにおいて通信塔等の一部施設が開所し、浪江町で世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証拠点の建設が進むなど、「福島イノベーション・コースト構想」に基づいて先端技術を用いた新産業の創出が芽吹き始めたところである。

他方で、いまだに約5万人の方々が必要なくされていることをわれわれは決して忘れてはならない。地域間における復興の進捗状況による格差の広がりも懸念されている。また、復興が進むにつれ、被災者の抱える悩みや課題が個別化・多様化しており、被災者を集団でなく個人として捉えた支援の取組みが一層求められている。

る。

被災者一人ひとりが希望を持って人生を歩んでいける「心の復興」を成し遂げるために、個々の置かれた状況にしっかりと寄り添いながら、心のケア、コミュニティ形成、生活・健康相談支援、住まいの確保、就労支援、医療・福祉・介護、子育て支援など、生活状況や生活再建のステージに応じた切れ目のない、現場のニーズに即したきめ細かな支援を行っていく必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策についても、燃料デブリ取り出しに向けた動きが今後本格化していく中で、これからが正念場である。風評払拭の強力な取組みとともに、正確かつ適切な情報発信も一層求められる。かつて事故対応の前線基地であったJヴィレッジは本年4月に8年ぶりに本来の姿に戻り、JR常磐線の新駅が隣接して設置されたことに加え、来年の復興五輪の聖火リレーのスタート地がこのJヴィレッジに決定した。

被災地を駆ける聖火リレーを通じ、世界中から寄せられた支援に対する感謝の意として、力強く復興しつつある被災地の姿とそこに住む被災者の笑顔を積極的に国内外に発信するとともに、被災者と被災地に明るい希望の光を届けるためにも、政府・与党一体となって復興・創生期間内にでき得る限りの取組みを進めることが重要である。

同時に、復興・創生期間後もなお残る復興の課題に対して、被災地の方々が希望を持って安心して復興に取り組むことができるよう、復興庁の後継組織のあり方も含め、復興・創生期間後の復興施策の方向性を示すことが求められている。

被災地が一日も早く復興を成し遂げ、自立した持続可能な地域社会を築いていくためには、復興・創生期間後も対応が必要な事業について、引き続き国が前面に立って、支援を継続することは必要不可欠である。今後の復興施策の実施に当たっては、復興期間における既存施策の総括的な検証を行った上で、被災地の復興のために効果的かつきめ細かな支援を行っていくことも必要である。それはまた、これまでの復興への取組みを通じて得られた経験や教訓を継承させて、将来の大規模災害への対処に活かすとともに、風化を防ぐためにも重要である。

自由民主党と公明党は、政府が閣議決定した「基本方針」に示された施策をさらに前進させ、復興・創生期間内にできることは全て完了させるとの方針で取り組むとともに、復興・創生期間後の復興の新たなステージにおいて、被災地が創造的復興を成し遂げ、新しい時代の日本の地平を切り開くような復興の道筋について、以下のとおり、政府に対し、提言する。

I. 原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生

原子力災害からの復興・再生については、中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、特定復興再生拠点の整備が進むなど、復興が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取り出しなどの難易度が極めて高い取組みが行われていくことから、これまで以上に、「復興と廃炉の両立」を意識した対応を行うこと。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、安全確保を最優先する観点から工程ありきではなく慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を進めていくこと。
- 国、東京電力は、タンク内で貯蔵している多核種除去設備（ALPS）等による処理水の取扱いについて、国際原子力機関（IAEA）より地上タンクでの貯蔵は一時的な措置に過ぎず、ALPS処理水の処分方法を喫緊に決定すべき、と指摘されたことも踏まえ、関係者の理解を丁寧に進め、解決策を可能な限り早期に見いだすこと。
また、こうした対応に伴って生じ得る風評について、対策を徹底的に行うこと。
- 国は、適切な工程管理を行うとともに、技術的難易度の高い研究開発について民間団体等を通じた支援を継続すること。原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、実効性のある方針・工程の策定に関する技術的検討を加速すること。また、東京電力を適切に管理・監督する観点から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金制度等により、長期にわたる廃炉に係る資金を管理すること。
- 東京電力は、今後、世界に例のない燃料デブリ取り出しなどの困難な作業が本格化する中において、複雑かつ重層的な

プロジェクトを長期にわたって遂行していく際、プロジェクト・マネジメント機能を強化するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と連携して、廃炉事業全体の最適化を図ること。

- 国内外で廃炉が増えていく中、原子力・廃炉に係る高度人材の育成・確保は急務である。国は、大学を含めた関係機関とともに、研究開発基盤の整備を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、この福島で原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進めること。
- 30年とも40年ともいわれる廃炉事業は、周辺地域の協力なくしては成り立たない。東京電力は、国とともに、周辺地域と連携し、製造業・建設業等の廃炉の中核分野に加えて、関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させるなど、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させること。

2 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉を求める地元の声も踏まえ、東京電力として廃炉を決定することを受けて、東京電力は、引き続き、地元の方々をはじめとする関係者の意見・要望を受け止めつつ、丁寧な説明をしっかりと重ねながら、人的・資金的な経営資源の確保も含め、円滑かつ確実に廃炉を進めていくこと。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにすること。また、国においても、福島第二原子力発電所の廃炉が円滑かつ確実に進められるよう、廃炉の状況等も踏まえて、必要に応じ、所要の措置を講じること。
- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉を契機に、原発に依存しない持続的な発展や復興を目指して、国、県、市町村が一体となって、中長期的な視点で広域的な地域再生や産業発展に向けた構想を今後検討し、福島新エネ社会構想の着実な推進も含め、地元の方々の意見・要望も踏まえつつ、必要な

環境整備を進めていくこと。

また、東京電力は、廃炉産業の地元での集積に積極的に貢献していくなど、地域の復興にこれまで以上に主体的に取り組むこと。

3 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 避難指示解除地域の帰還促進・広域連携の推進

- 避難指示解除地域の自立的な復興の実現に向けて、以下に掲げるとおり、医療・介護提供体制の確保、教育、保育・子育て環境、買い物環境や地域住民の足の確保など、引き続き必要な環境整備を行うこと。その際、課題を分析し、例えば医療・介護・保育人材の確保などの的確な支援策を検討すること。
 - ・ 住民が安心して帰還できる医療・介護提供体制の確保。特に、薬局や、眼科、産科、透析などの不足診療科目等、地域に必要な機能の確保支援
 - ・ 子育て世帯の帰還等を促進するための教育環境の整備。特に、学習支援や心のケア、「ふるさと創造学」や遠隔教育等の特色ある教育、ふたば未来学園等の特色ある教育活動、特別支援学校の再開、児童・生徒の通学に対する支援
 - ・ 安心して子どもを生き育てられる保育・子育て環境など、魅力あるまちづくりやコミュニティづくり支援
 - ・ 買い物や飲食等の生活を支えるサービスの提供、地域住民の足の確保など、住民が生活するうえで必要な環境整備
- 発災から8年半が経過し、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、福島復興・再生に向けて、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、専門人材の活用、企業立地・創業の支援など、地域の魅力を高め、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための方策を検討すること。

- 公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討すること。
- 上記の取組みに対して、相双機構（福島相双復興官民合同チーム）は広域的なまちづくり支援を行うとともに、東京電力もまちづくり会社への人的協力を含めて市町村の取組みへの協力を行うこと。

（２）帰還困難区域の対応・避難指示解除

- 双葉町に一部残る避難指示解除準備区域については、産業団地の整備等が進められている状況を踏まえ、遅くとも今年度末までに避難指示を解除できるよう、必要な除染のフォローアップを実施するとともに、インフラ等の復旧などの加速に取り組むこと。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、6町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還環境整備を引き続き進め、まずは今年度末までのJR常磐線開通時にあわせ先行的な避難指示解除を目指すこと。

あわせて、昨年末の原子力災害対策本部決定に基づき、必要な立入規制の緩和を進めること。

その際、国は被災自治体とともに、よりきめ細かい放射線防護対策の具体化、リスクコミュニケーションについての検討を進めること。
- 帰還困難区域を抱える6町村について、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還に向けた動きを加速させるため、国および県はこれまでより一步踏み込んで、各町村とともに、個別かつきめ細かに、農業から商工業、サービス業など様々な産業や、医療・教育等の生活・社会インフラについて対応策を議論し、押し進めること。

また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域についても、それぞれの町村の避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域の実情や、放射線量、土地活用の意向や動向等の現状分析、被災自治体の要望等を踏まえ、今後の政策の方向性について検討を進めること。

これらのために、国、県、相双機構等は地元と手を携えた伴走型の支援に取り組むとともに、上記の取組みに資するよう、土地活用のあり方等についても検討を進めること。

(3) 被災者の生活再建支援

- 避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した被災者の課題に対して、関係府省庁や自治体が連携して、被災者に対してきめ細かい支援を行うこと。
- 復興公営住宅の整備が進む中、避難指示が継続している地域から避難されている被災者に対する応急仮設住宅の供与終了が、大熊町・双葉町等を除いて今年度末に予定されている。これを踏まえ、県や市町村は国とも連携して、仮設住宅の入居者の意向を個別に確認し、恒久住宅への移行を丁寧に進めること。
- また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元および避難先の自治体等による丁寧な支援体制を継続すること。
- 原発事故に伴う個人向けの各種減免措置については、被災自治体において住民税等の見直しが行われてきていることや、被災自治体の保険財政の状況等も勘案しながら、適切な支援措置のあり方について検討すること。

4 産業の自立的な発展と経済再生に向けた基盤づくり

(1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展

- 浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展を実現するため、福島復興の大きな原動力となる「福島イノベーション・コー

スト構想」を基軸としつつ、国・県・市町村が一体となった中長期的な視点で広域的な地域再生や産業発展に向けた構想を強力に推進すること。

- 浜通り地域等を「あらゆるチャレンジが可能な地域」として、以下の取組みを実施し、産学官で連携しながら産業集積を高めること。
 - ・ 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の重点分野に係るプロジェクトの推進
 - ・ 上記重点分野を中心に国内外の人材が結集する国際教育研究拠点を創出すること等による地域外から企業、人材、技術などの呼び込み、地域経済への波及の最大化、中長期的な視点で構想の推進を担う人材育成等の支援の推進
 - ・ 浜通り地域等における産業振興に向けた、地域の優位性を高めるための規制緩和等の検討
 - ・ 企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制の構築
- 構想への地元企業の参画を促進するため、地元企業の経営力・技術力強化を支援するとともに、進出企業と地元企業のマッチング支援を引き続き進めること。また、先端産業や製造業のみならず、物流、メンテナンス、飲食・宿泊等の幅広い分野で地元企業の参画を促進すること。
- 構想を支える地域の産業人材の輩出に向けて、引き続き、県や市町村と連携して、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校における特色ある教育プログラムを実施すること。また、浜通り地域等における大学等の教育研究活動を根付かせるとともに、大学間・研究者間の相互研究・ネットワークづくりの強化について引き続き支援すること。
- 構想推進の核となる福島イノベーション・コースト構想推進機構が十分に活動できるよう、国職員派遣のための制度整備など、その体制の整備を引き続きさらに進めるとともに、

東京電力においても人的貢献を含めた協力を行うこと。また、同機構への企業等による協力を促進すること。

- 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を早期に検討すること。
- 企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決に向けた情報共有・企業間の連携を進めるなど、地域での経済活動を支える産業・生活基盤の整備を進めること。
- 福島県を新エネ社会の先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を実現するため、再生可能エネルギーの導入拡大、スマートコミュニティの構築に向けた取組みを着実に推進すること。水素社会の実証事業として浪江町で製造される水素が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で活用されることによって、福島の復興を世界に向けて発信すること。
- 低炭素化や資源循環にも着目したまちづくりや、自然資源の活用などを通じて、地域活性化や産業創生などの取組みを推進すること。

(2) 事業者・農林漁業者の再建の加速化

- 復興・創生期間後も引き続き、地元での再開等をはじめとする被災地域の事業・なりわいの再建に向けて、事業再開や創業等に要する設備投資等の支援など事業者に寄り添った支援を行うこと。
- 被災農業者への支援やほ場・水路整備等によって引き続き営農再開を促進すること。加えて、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けて、新たな担い手への農地の利用集積の促進、広域的な高付加価値産地を展開するためのビジョンづくりの推進、被災地への人的支援の強化を図ること。

また、自然栽培をはじめ、有機農業の普及、施設園芸の導入等の新たな農業への転換等を引き続き支援するとともに、

IT技術等を活用したスマート農業や、6次産業化を推進すること。

- 大学や研究機関、民間企業等と連携し、発酵醸造技術など福島県の農産品の魅力を高める研究開発を通じて、被災地域の産業の活性化を図ること。
- 相双機構は、復興・創生期間後も引き続き、個別訪問や被災地域での外部からの創業者への支援も含め、事業者・農業者に対するきめ細かな支援を行うこと。特に、設備投資、経営改善、販路開拓や労働力確保等の支援を、避難指示解除から間もない地域や特定復興再生拠点等を中心に、重点化するとともに、被災12市町村における農地の利用集積の促進に貢献すること。

東京電力は、相双機構による取組みに対して、継続的な人的・資金的貢献を行うこと。また、同機構への企業等による協力を促進すること。
- 福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生、福島県産の木材の利用促進に向けて、ふくしま森林再生事業に取り組むとともに、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、的確な対策を実施すること。また、原木しいたけ等の特用林産物の生産の再開・継続のための取組みを進めること。
- 漁業については、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量増大や販路回復等の本格的な操業再開に向けた支援に取り組むこと。

5 風評払拭・リスクコミュニケーション

- WTO上級委員会における韓国の日本産水産物等の輸入規制に関する判断が地元被災地の水産業等に与える影響は大きく、復興に向けて懸命に努力されてきた被災地の漁業者に深刻なダメージを与えている。

こうした状況を踏まえ、輸入規制措置の撤廃に向けた今後

の取組みについては、関係府省庁はこれまで以上に緊密に連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や首脳・閣僚会談等あらゆる機会を活用した働きかけ等により、規制措置を維持する国・地域における更なる撤廃・緩和を目指し、諸外国・地域への輸出拡大に向けて取り組むとともに、被災地漁業者等の支援や徹底した風評払拭に取り組むこと。

- 与党からの申し入れに基づいて策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に従って、関係府省庁は、国内外への積極的な情報発信に努めること。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的なものとなるよう、不断の見直しを行うこと。
- 福島復興の現状や放射線に関する基本的な知識等について国民の理解を促進するよう、SNSを含めたあらゆる媒体を活用してより工夫した取組みを行うこと。
また、改訂された放射線副読本の学校現場における活用状況や改善点についてフォローアップの調査を行い、これを踏まえ、より効果的な放射線教育の実施に取り組むこと。
- 損害がある限り賠償するという政府方針の下、引き続き適切な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うとともに、賠償の円滑な実施に向けた取組みを継続すること。
- 福島県産農産物等が適正な評価を受けて取り扱われるよう、福島県産農産物等流通実態調査事業を継続的に実施するとともに、調査結果に基づき、小売・流通事業者に対して適切な指導を行うほか、これら小売・流通事業者と農業者等との対話を促すこと。
- 第三者認証GAPの取得促進等、福島県産農林水産物のブランド力の向上や、信頼される産地づくり、特色を活かした製品の販路拡大に向けた、被災地の農家と消費者をつなげる取組みについて、より効果の高い施策に重点化した上で、引き続き推進すること。

- 福島県内の観光における風評被害の実態の把握に努めながら、新たなツアー商品の開発などにより、教育旅行も含めた国内外の福島県への観光客の誘客を促進すること。
- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするための県民健康調査が円滑に行われるよう、国は財政的、技術的な支援を継続すること。また、相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応をすること。
- 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリングを継続するとともに、地元への丁寧な説明に努め理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図ること。

6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

- 中間貯蔵施設整備事業については、予定地の約7割について用地取得が終了しており、施設整備も着実に進捗している。福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入に努めることとし、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、2021年度までに概ね搬入完了を目指すこと。

また、これに先立ち、2020年前半までには幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指すこと。

なお、今年度以降の除去土壌等の輸送予定量はこれまでに比べ大きく増加していることから、輸送に当たっては安全の確保を徹底すること。
- 輸送が完了した仮置場については、地権者の意向を十分に踏まえ、実現可能で合理的な範囲・方法により原状回復を進めること。
- 福島県内の除去土壌等の最終処分については、国として責任をもって取り組んでいくこと。除去土壌等の最終処分量を低減するためには、減容・再生利用を進めることが重要であり、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、これらの取り組みの安全性等について、分かりやすい情報発信を行うこと。

再生利用先の創出等に関し、関係府省庁等が連携して取組みを進めること。

- 福島県内の指定廃棄物の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場への搬入を進めること。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、自治体と連携しながら、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めること。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行うこと。

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

地震・津波被災地域については、復興の「総仕上げ」の段階を迎えつつあり、復興・創生期間が終了する2020年度までに復興を完遂する、という強い決意をもって、残りの期間を全力で取り組んでいく。同時に、復興・創生期間後においては、なお残る復興の課題に対して必要な支援を一定期間行いつつ、被災地における円滑な復興事業の完了と速やかな自立の実現を促していく。

1 被災者支援

- 岩手県・宮城県を中心とした地震・津波被災地域において、復興・創生期間中に仮設住宅の生活の解消を目指すこと。
- 一部地域の応急仮設住宅については、復興・創生期間の最終年度に解消される見込みであることから、復興・創生期間後も被災者生活再建支援金等の支給等を通じて、被災者の住まいの確保への支援に引き続き注力すること。
- 個々の被災者の生活状況や、生活再建のステージに応じて、心のケア、孤立防止のための見守り、住民同士の絆を深めるコミュニティ形成、生きがいつくり、生活・健康相談支援、住まいの確保など、現場のニーズに即した、切れ目のないきめ細かな支援を行うこと。また、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等を通じた被災地の子どもに対する学習支援や心のケアについても、必要な支援を継続すること。

復興・創生期間後の支援の内容・期間を検討するに当たっては、やむを得ない事情による事業進捗の違いや他の大規模災害の実例、一般施策との区別の明確化等に留意し、円滑な事業の完了に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスをきめ細かく把握し、対応すること。

2 被災地発展の基盤となるインフラ整備・復興まちづくりの加速化

- 復興道路・復興支援道路の全線開通および常磐道の一部4車線化をはじめ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築に向けて、一日も早い事業の完了を目指すこと。
- その他のインフラ整備についても、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底し、復興・創生期間内の完了を目指すこと。なお、地域振興策等の全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業については、復興・創生期間後は一般会計の既存施策で実施すること。
- 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちなぎわいの創出に向け、まちなぎわいの将来イメージの提示や空き画地の情報提供、マッチングの取組み等、土地活用に向けた市町村の取組みを引き続き支援すること。また、これまでの宅地造成事業の検証を行い、大災害後の住まい確保のあり方についての知見を蓄積すること。
- 防災集団移転促進事業の移転元地の活用について、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進の支援、利活用の担い手を見つける取組みなどを通じて、引き続き、自治体による有効利用に向けた取組みを促すこと。
- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別低減事業について、復興・創生期間後は、災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、やむを得ない事情による事業進捗の違い、他の大規模災害の実例、国と地方の適切な役割分担等に留意し、必要な見直しを行いつつ、支援を継続すること。

3 産業・なりわいの再生

- 復興・創生期間中の取組みにより、事業再開のための被災施設復旧などは概ね完了する見込みであり、企業立地による雇用の創出も着実に進んでいる。残る期間においても、これまでの施策の検証を踏まえ、関係機関と緊密に連携しつつ、新商品開発や販路開拓等の事業者のニーズに応じた効果的できめ細かな支援等を実施し、産業復興の加速と事業者の自立

を支援すること。

- 復興・創生期間後は、復興事業を通じて強化されたインフラ基盤に加え、震災を通じて培ってきた、民間企業、大学、NPOなど被災地内外の多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活用しながら、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策を活用することで、地方創生のモデルとなるような復興を実現する「新しい東北」の姿を創造すること。
- 復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金による支援の申請・運用期限の延長を含め、適切な見直しを行うこと。
- 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。
- 被災地域の主要産業である水産業については、資源管理・評価の高度化や経営の効率化に資するITの活用等を通じたスマート水産業を推進すること。
また、漁場に流出した震災ガレキについては、漁業の操業に支障のないよう適切に対応すること。
さらに、販路喪失等の影響により、今もなお一部で復興に遅れの見られる水産加工業については、専門家によるハンズオン支援等を通じて販路開拓、新商品開発等に取り組むこと。
- 風評被害対策等の原子力災害に起因する事業について、適

切に対応すること。

- 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、支援決定期限である2020年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組むこと。

Ⅲ. 共通課題

1 被災自治体における人材確保、行政サービスの向上

- 被災自治体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、全国の自治体からの応援職員の確保に努めるとともに、被災自治体における採用・人材育成にも努めること。復興・創生期間後においても、自治体の状況を踏まえつつ、必要な人材確保対策に係る支援について検討すること。
- あわせて、近年の多発する大規模災害や全国的な自治体の人手不足の状況の中で、被災自治体の行政サービスの一層の質の向上や効率化を図るため、行政手続のオンライン化やシステムの標準化など、ICTやAI等を活用して自治体のデジタル化を推進すること。こうした被災自治体自らの努力と国の支援をもって、復興・創生の推進力を向上させること。

2 復興した姿の情報発信、震災の記憶・教訓の継承

(1) 復興五輪を契機とした情報発信、復興の加速化

- ラグビー・ワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、世界中の人々に目覚ましい復興の姿を発信する被災地での競技開催や福島Jヴィレッジをスタート地とする聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組みを進めること。
- ラグビー・ワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等は、東北のインバウンドの拡大にとって絶好の機会であることから、これらの機会を最大限活用しながら、空港でのストレスフリーな旅客手続きの実現等の受入環境整備、官民を挙げた誘客キャンペーン等の思い切った支援策を講ずるなど、官民を挙げて東北の観光復興に取り組み、2020年までに東北の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標の達成を確実なものとする。

(2) 震災の記憶と教訓の後世への継承

- 復興の現状や震災からの教訓について正しく情報を発信し、後世に継承する取組みを徹底し、「風化」と「風評」という2つの「風」に立ち向かうこと。
- 国営追悼・祈念施設（仮称）について、岩手県、宮城県に設置される施設については2020年度末を目途に整備を完了するとともに、福島県に設置される施設については2020年度中の一部利用に向け整備を進めること。
また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構等を連携し、情報発信することなどにより、震災の教訓への理解を深め、全国的な防災意識の向上を図ること。
- 国際社会における災害への取組みの重要性が高まる中、防災分野の知見と技術を有する日本が、先導的役割を果たすことを目指し、震災の経験と教訓を活かして、国際貢献できる方策を幅広く検討すること。

3 復興・創生期間後の復興を支える仕組み

(1) 財源・制度のあり方

- 被災自治体が復興・創生期間後に残された課題に安心して着実に取り組むことができるよう、これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望、国と地方の適切な役割分担、他の大規模災害の実例等を踏まえながら、復興・創生期間後も対応が必要な事業を検討した上で、それらの事業について今後の支援のあり方を検討すること。
- その際、地震・津波被災地域においては、速やかな復興の完了と自立に向け、やむを得ない事情による事業進捗の遅れが復興事業の着実な進展の支障とならないような支援のあり方を検討すること。また、原子力事故災害被災地域においても同様に、避難指示解除の時期の違いが復興事業の実施の支障とならないような支援のあり方を検討すること。
- その上で、震災復興特別交付税等の復興を支える仕組みの

あり方を検討し、必要な事業を確実に実施するための財源を手当てすること。

- 東日本大震災復興特別会計の取扱いについては、復興に係る資金の流れの透明性の確保や復興債の償還の適切な管理といった観点を踏まえ、今後のあり方を検討すること。
- 復興特区法に基づく規制等の特例については、これまでの復興状況等を踏まえ、自治体ニーズ、必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化する方向で見直しを行うこと。
- 福島特措法については、住民の帰還のみならず、移住の促進や企業立地の支援等の新たな活力の呼び込みによる避難指示解除区域等の復興・再生や、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を実現すべく、法制度を含む必要な見直しを行うこと。

(2) 復興庁の後継組織

- これまでの東日本大震災の復興は、内閣総理大臣を主任の大臣とし、さらに復興大臣も置いて、復興庁が被災地、被災者に寄り添いながら地方自治体と一体となって復興事業の企画立案から執行まで責任を持って推進し、大きな成果を得てきた。
- しかし、地震・津波被災地域においては道路などのハード事業において復興期間を超える事業が残されているほか、心のケアなどの支援がこれからも必要とされている。また、原子力事故災害被災地域でも帰還困難区域の避難指示解除の目途がたっていないところもあり、引き続き、これまでと同様の復興庁の対応が求められており、国が責任を持って受け止めていかなければならない。
- さらに、福島の復興と一体的な中間貯蔵事業は30年にもわたり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉処理にも30年間から40年間もかかると言われている。

- 現在、被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県などの1000万人を超える県民と全国の国民はこの復興庁の後継組織がどうなるかについて、重大な関心を寄せている。
- われわれは、被災地住民と国民に約束してきた復旧・復興については必ず成し遂げていかなければならない責任があり、住民の期待と信頼を裏切るようなことがあってはならない。
- このような観点に立てば、復興庁の後継組織は、現行のまま総理直轄の組織とし、専任の大臣を置くこと。また、復興施策の企画・立案や復興事業予算の一括要求、地域の要望や課題にワンストップで対応できる機能など、これまでの総合調整機能を維持すること。
- 近年多発する大規模災害に機動的に対する防災力の向上に資するため、東日本大震災からの復興で得た教訓や蓄積されたノウハウを政府防災部局や地方公共団体と共有するなど、防災と復興の有機的連携を図る措置を講ずること。

IV. 新しい防災体制のあり方

- わが国においては、近年、大規模災害が頻発しており、国民の生命、身体、財産を守り、国土の保全強化を図っていくことが急務となっている。
- わが国は、国際的にみても災害大国といわれている。しかも首都直下型地震や南海トラフ地震などが予想されている中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などで世界中の人々が訪れることになっている。この際、何が起きても安全・安心な防災体制を整えておくことは喫緊の要請である。
- 復興庁の後継組織については、これまでと同じように司令塔機能を持つ内閣における現行の組織体制を維持し、復興大臣の下で東日本大震災からの復興を成し遂げることを求めている。
また、ワンストップ対応という被災者に分かりやすく信頼していただける機能を発揮することも重要である。
- このような東日本大震災において復興庁を設置した意義、効果を教訓として、政府の防災、原子力防災体制についても、司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で、防災、応急対策、復旧復興を一貫して成し遂げられる体制をさらに強化することが不可欠である。
- このため、現在の内閣府の防災、原子力防災の体制を人的・組織的に格上げ強化するとともに、内閣官房、内閣府に分散する司令塔機能を一元化する。これによって、平時の防災・減災や訓練をはじめ、応急対策、復旧、復興全体まで一貫して責任を持って切れ目なく担い、すべてのノウハウが組織として集約・蓄積される防災体制を構築することが、国民に対しても分かりやすく安心していただける真の内閣主導、官邸主導の防災体制につながることを確信する。

むすび

「東北の復興なくして日本の再生なし」。この決意の下、自由民主党と公明党は被災者の方々に寄り添いながら、東日本大震災からの復興に全力で取り組んできた。

10年間の復興期間も残り1年半となる中で、次世代を担う若者が夢や希望を抱くことができるような地域社会の実現を目指し、被災地の復興を進めていく必要がある。

地震・津波被災地域においては、8年余りの復興の経験を糧として、今後、自らの力でまちの将来像を描き、実現に向けて自信と活力に満ちた歩みを進め、地方創生のモデルとなるような地域を目指すことで、東北地方の新たな発展の基盤を構築していくことが重要と考える。他方、原子力事故災害被災地域においては、ようやく復興・再生が本格化してきたところであり、福島復興・創生を成し遂げるため、引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。さらに、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を成し遂げて、新しい時代の先駆けとなるような福島の未来を切り開き、その姿を国内外に発信していかねばならない。

政府においては、これまでの復興の取組みについて総括的な検証を行い、復興・創生期間後もなお残る課題を的確に把握し、精力的に取り組むとともに、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げる司令塔としての後継組織の具体的あり方を早急に検討すべきである。これらについて、政府としての基本方針を年内に定めるべきである。

また、そうした検証作業を通じて、復興事業の成果のみならず反省点にも真摯に向き合うことで、東日本大震災という広域複合大規模災害による経験と教訓を決して「風化」させることなく将来へと継承し、今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策につなげることが重要である。

自由民主党と公明党は、政権与党として、今後とも、被災者の方々に寄り添う現場主義の視点と断固たる政治主導のもとに、政府と一体となって、1日も早い被災地の復興の実現に向けて、一層の復興の加速化に取り組んでいく。